

平成31年度 監査計画

この監査計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づいて監査委員が実施する監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 実施方針

近年における地方公共団体の行財政環境が益々厳しさを増す中であって、監査等を実施するに当たっては、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに必要な応じて行う監査等の対象が、予算及び議決並びに法令等に基づいて適正に行われているかに留意し、公正で効率的な行政運営が確保されるよう積極的な監査に努めるとともに、今後の目指すべき監査の運営方針に基づき、取り組んでいくこととする。

また、定期監査等においては、同じ内容の指摘などが繰り返して発生する事態を防止する観点から、発生する原因の把握・分析に努めるとともに、組織的な内部統制（チェック体制）が有効に機能しているか等の視点も加えながら実施するものとする。

2 監査等の種類

（1）定期監査（法第199条第1項及び第4項）

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行に係る工事について、合规性、正確性が確保されているかどうかについて検証するほか経済性、効率性、有効性の視点からも検証する。

＊事務監査（全部局）

＊工事監査（工事担当部局）

（2）行政監査（法第199条第2項）

市の事務の執行について、法令に基づいて適正に行われているか、あるいは合理的かつ効率的に行われているかなどの視点から検証する。

＊監査対象 AED（自動体外式除細動器）の設置及び管理状況について

（3）随時監査（法第199条第1項及び第5項）

必要があると認めるときは、定期監査に準じ、その都度実施する。

(4) 財政援助団体等監査 (法第 199 条第 7 項)

補助団体、出資団体及び公の施設の管理を行わせている団体などのうち、必要と認める団体について、当該団体の財政的援助にかかる出納その他の事務が適正に行われているか、その財政的援助団体等が所期の目的を達成されているか、公益上の必要性などの視点から検証する。

* 監査対象 公の施設の指定管理者の監査を実施。

(5) 特別監査 ～ 要求等により実施

市長、議会からの要求・請求があった場合、住民から監査の請求などがあった場合等には、監査を実施する。

- ① 住民の直接請求に基づく監査 (法第 75 条)
- ② 議会の請求に基づく監査 (法第 98 条第 2 項)
- ③ 市長の要求に基づく監査 (法第 199 条第 6 項)
- ④ 住民監査請求に基づく監査 (法第 242 条)

(6) 例月現金出納検査 (法第 235 条の 2 第 1 項、公企法第 31 条)

会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸帳簿の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかについて検査を実施する。

(7) 決算審査 (法第 233 条第 2 項、公企法第 30 条第 2 項)

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査する。併せて、財産の管理状況についても審査する。

(8) 基金の運用状況審査 (法第 241 条第 5 項)

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査する。

(9) 健全化判断比率審査 (健全化法第 3 条第 1 項)

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数の正確性について審査する。

(10) 資金不足比率審査 (健全化法第 22 条第 1 項)

公営企業における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数の正確性について審査する。

3 監査等の日程及び対象等

「平成 31 年度 監査等実施計画表」のとおり

4 監査等の方法

各監査等実施の概ね 1 か月前に実施要領（計画）を作成・決定のうえ、実施するものとする。

5 監査等の通知

各監査等の実施要領（計画）の決定に基づき、実施方法・実施体制等について該当部局長等に対し、通知するものとする。

6 監査結果の講評及び弁明、見解等の聴取

(1) 講評は監査終了後、速やかに監査委員から関係部局長等に対して行う。

(2) 講評事項に対して関係部局長等から弁明、見解等がある場合は、当該部局長等は速やかにその事項に関して書面をもって監査委員に対し通知するものとする。

また、監査結果において、指摘・指導事項等がある場合には、監査委員は当該部局長等に対し、各監査の結果に関する報告の決定の前までに期日を定めて改善・検討状況報告を求めるものとする。

7 報告・公表、意見書の提出

監査等を実施した時は、各法令等の定めるところにより報告・公表等や意見書の提出を行う。

(1) 定期監査等については、定例議会の告示までに報告し、岩見沢市公告式条例に基づいて、その後公表する。また、岩見沢市ホームページを活用して周知を行う。

(2) 決算審査意見書、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書については、第 3 回定例会の告示までに市長に提出する。

8 措置状況の報告

監査の結果、特に留意検討が必要な公表対象とすべき指摘事項等がある場合には、監査委員から市長等に対し、報告後に期日を定めて措置状況の報告の提出を求めるものとする。

9 フォローアップ

前年度定期監査の講評における指摘事項等については、定期監査実施時に合わせ、改善・検討進捗状況の調査を行い、措置の達成状況や進捗、結果を検証・分析するフォローアップを実施し、監査の実効性を高めるものとする。

平成31年度 監査等実施計画表

監査等の種類	実施の期日	監査等の対象	監査等の範囲	根拠とする法令
例 月 現 金 出 納 検 査	毎月25日	会計管理者及び企業管理者の行う現金等の出納事務及び保管状況	検査執行日の前月分について	法第235条の2第1項 公企法第31条
定 期 監 査 (工 事 監 査)	【前年度分】 平成31年 4月中旬～ 7月中旬 【当該年度分】 平成31年 10月中旬 ～平成32年 2月中旬	工 事 担 当 部	【前年度分】 平成30年11月から 平成31年3月末日 までに完了した工事 等について 【当該年度分】 平成31年4月から 平成31年10月末日 までに完了した工事 等について	法第199条第1項 及び第4項
定 期 監 査 (事 務 監 査)	平成31年 9月上旬 ～平成32年 2月中旬	総務部、企画財政部、 健康福祉部、環境部、 農政部、経済部、 建設部、水道部、 教育委員会事務局教育部 会計室（分室を含む。）、 議会事務局、 選挙管理委員会事務局、 農業委員会事務局、 市立病院（市立栗沢病院、高 等看護学院を含む。）、 北村支所、栗沢支所	平成30年4月から 平成31年3月末日 までに執行した事務 事業等について	法第199条第1項 及び第4項
財 政 援 助 団 体 等 監 査 (公の施設の指定管理者)	平成31年 12月中旬 ～平成32年 2月中旬	平成30年度において公の 施設の管理を行っている指 定管理者及び所管部局	平成30年度における条 例等に基づく指定手続 き及び施設の管理等に ついて	法第199条第7項
行 政 監 査	平成31年 6月上旬 ～平成32年 2月中旬	テーマ「AED(自動体外式除細動器)の設置及 び管理状況について」		法第199条第2項
決 算 審 査 (公 営 企 業 会 計)	平成31年 5月中旬 ～7月中旬	病 院 事 業 会 計 水 道 事 業 会 計 下 水 道 事 業 会 計	各公営企業会計の 平成30年度決算に ついて	公企法第30条 第2項
決 算 審 査 (一 般 会 計 ・ 特 別 会 計) (財産管理状況審査含む)	平成31年 6月中旬 ～8月上旬	一 般 会 計 特 別 会 計	各会計の平成30年 度決算について	法第233条第2項
基 金 運 用 状 況 の 審 査	平成31年 6月中旬 ～8月上旬	運 用 基 金	運用基金の平成30 年度における運用 状況について	法第241条第5項
健 全 化 判 断 比 率 審 査	平成31年 7月中旬 ～8月上旬	平成30年度決算における健全化判断比率及び その算定の基礎となる事項を記載した書類		健全化法第3条 第1項
資 金 不 足 比 率 審 査	平成31年 7月中旬 ～8月上旬	平成30年度決算における資金不足比率及び その算定の基礎となる事項を記載した書類		健全化法第22条 第1項
随 時 監 査 等	必要あると認めるときは、定期監査に準じ、その都度実施する。			法第199条第1項 及び第5項
住 民 監 査 請 求	請求により実施する。(受理後60日間)			法第242条